

公益法人の会計に関する研究会（第22回）
議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第22回） 議事次第

日 時：平成28年 7 月27日（水）10:00～11:52

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 平成28年度会計研究会の開催について
2. 検討課題の主な事例について
3. 今後の検討予定事項について
4. よりわかりやすい会計に向けた改善策について
5. その他

【開会】

○高山座長 それでは、定刻となりましたので、第22回「公益法人の会計に関する研究会」を開会いたします。

今回は本年度第1回となります。本年度もよろしくお願いいたします。

参与の構成は同じなのですが、事務局において人事異動がございましたので、事務局の人事異動の御挨拶をよろしくお願いいたします。

○川淵事務局長 おはようございます。先月17日付で公益認定等委員会事務局長、公益法人行政担当室長を拝命いたしました川淵と申します。

公益法人の行政につきましては、実は旧制度の総理府の所管から総務省の所管に移る時期にちょうど担当している時期がございまして、会計基準につきましても、16年基準に向けての検討の初期をやっていたのですけれども、私がいたころはまだこれからどういう基準になるのだろうと、まさに論点をもんでいる時期だったのですが、当時は公益法人の仕組みというのも、行政との関係が専ら論点でございまして、行政委託型法人をどうするか、天下り問題の一環として論じられるということでございました。

新制度は初めての経験でございますけれども、会計のほうを含めて、しっかり勉強しまして、皆さんとも一緒に協力してよりよい公益の世界を盛り上げていく形にできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○高山座長 よろしく申し上げます。

○小森事務局次長 事務局次長の小森でございます。大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂井審査監督官 4月1日に総務省から着任いたしました坂井と申します。よろしくお願いいたします。

○高山座長 それでは、メインテーブル以外の出席者のうち、今までの常勤委員の雨宮委員にかわりまして、小林委員が就任されております。

また、日本公認会計士協会から大立目公益法人分科会長が出席されております。よろしくお願いいたします。

○大立目分科会長 よろしく申し上げます。

○高山座長 それでは、本日の議題に入ります。

お手元の議事次第に沿いまして始めていきたいと思っております。

【議題1 平成28年度会計研究会の開催について】 【資料1】

議事の第1としては「平成28年度会計研究会の開催について」です。

では、事務局のほうから御説明よろしくお願いいたします。

○小森事務局次長 では、資料1「平成28年度会計研究会の開催について」という資料で

ございます。この資料は、去る22日に公益認定等委員会におきまして了承されたものでございます。こちらの研究会におきまして、26年度、27年度と報告を取りまとめていただきまして、それを受けて28年度、どういう研究をしていただくかというものでございます。

基本的な趣旨といたしましては、いろいろ書いてございますけれども、現在、新制度への移行はほぼ完了いたしまして、新制度のもとで運用というか、実務が積み重なっている。そういう中で出てきた課題でございます。わかりにくいとか、問題ではないかといったところを改善すべく検討していただけないかということでございます。

この文章の真ん中あたりに、i)～iii)と課題と挙げておりますけれども、1つ目が「社会経済情勢の変化や法人の実情に応じ、運用の点検や見直しを行うとともに、法人の負担軽減を図るべきではないか」。

2つ目が「法人にとってよりわかりやすいものとなるよう、工夫すべきではないか」。

3点目が「運用に係る問題点も顕在化しており、その是正を図るべきではないか」。

こういう3つの課題があろうということで、この課題ごとにいろいろな項目を検討していただければということでございます。

具体的な検討項目がI以下に書いてございます。

まず、1つ目の柱であります「公益法人会計の運用の点検と見直し・法人の負担軽減」でございます。2つ検討事項例を挙げてございます。

1つ目が、特定費用準備資金の関係でございます。収支相償の基準を満たすために特定費用準備資金を積み立てるわけでございますけれども、基本は将来に予定された事業の実施とか事業拡大ということでございますけれども、それに限らずに将来の収支変動に備えて資金を積み立てることができるよう、要件の明確化と考え方の整理とか、具体的な適用事例の明記ができないかというものでございます。

2つ目が、公益目的取得財産残額の算定の関係でございます。公益認定が取り消された場合に備えて、毎年度公益目的取得財産残額を算定・報告させているということでございますけれども、実際に取り消される場合には、改めて計算するというのもございますし、本当に毎年度する必要があるのか、見直しできないかというものでございます。

続きまして、2ページ、2つ目の柱といたしまして「より分かりやすい公益法人会計」でございます。

検討事項例の1つ目でございます。定期提出書類上の記載内容の明確化ということでございます。収支相償が計算で剰余金が発生した場合、発生原因と解消計画を書くとなっておりますけれども、この記載が様式自由ということで、各法人のほうではどう書いていいのかわからない。こちらの監督側のほうでも必要なことが書いていないということがありますので、記載要領を示すなどをしてはどうかということが1つ目でございます。

2つ目が、公益法人会計基準をわかりやすくということでございますが、「イ」が、公益法人会計基準と同注解は今、セパレートされておりますけれども、溶け込ませたほうがわかりやすいのではないかという声もありますので、そういう資料ができないかというの

が1つ目でございます。

「ロ」がFAQと公益法人会計基準の関係がわかりにくいという声がございますので、FAQについて根拠となる基準のところを明示するでありますとか、両者の記載の整合性を図ってはいかがかというものでございます。

3つ目の柱が「運用上、顕在化してきた問題点の是正」ということでございます。

i) 遊休財産額算定の際に控除される財産、これは先ほどの特定費用準備資金も含めて6つございますが、法人によって6つどれに積むかというのは結構ばらばらになっているという実態がございますので、それぞれ6つの財産の趣旨とか内容を明確に示して、ばらばらという実態の是正を図っていったらどうかというものが一つでございます。

2つ目でございますが、異常値の発生ということでございます。特定の年度の公益目的事業の大部分を、特定費用準備資金を取り崩して賄う場合、過去に特定費用準備資金を積んだときに費用としてカウントしておりますので、実際に崩すときにはカウントをしないことになっておまして、その結果、公益目的事業比率50%をはるかに満たさないといった事例がございましたので、こういったことに対しては何らかの措置が必要ではないかというものでございます。

以上、今、申し上げましたいろんな事例につきまして、この後また別途資料を用意しておりまして、紹介させていただきたいと思いますが、検討事項としては以上のようなことを考えてございます。

3ページでございますけれども、検討体制は、先ほどありましたけれども、会計のことが中心でございますので、従前通りのメンバーでお願いしたということでございます。それから、必要に応じて学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図るということでございます。

スケジュールは、年度内に四、五回程度開催して、年度末に報告書を取りまとめいただいて委員会に報告するというところでございます。

4ページにメンバーをつけておりますけれども、22日の委員会時点のメンバー表でございまして、その後、梶川先生の肩書きが変わられたということで、もう一枚、現時点でのメンバー表をつけさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明の中で、質問等ございませんでしょうか。

では、今回はこの検討事案ということで、大きく3つ、さらに2つずつ入っております。これにつきましては、いろいろと実務のほうからの問題点等が上がっておりまして、それを受けて今回はこの6つを来年の3月に向けてやっていくということになります。26年、27年から見ますとボリューム的には少ないのですけれども、考えようによっては相当大的な改正も控えているということで、今回、腰をじっくり据えてやっていこうと思っております。

【議題2 検討課題の主な事例について】 【資料2】

では、議事の第2「検討課題の主な事例について」ということで、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○坂井審査監督官 それでは、お手元の「検討課題ごとの主な事例等」という、クリップでとめております資料2をごらんいただきたいと思います。資料としては3種類ございます。まずはA4判横表の事例等というのが10枚程度ございまして、資料2の別紙1（公財）F法人の数値を記載したものがございます。もう一つは、資料2の別紙2として、頭に審査庁である当方における電子処理上の公益目的事業比率の「別表B」を用意しております。それをごらんいただきながら御説明させていただきたいと思います。

それでは、御説明いたします。本年度の研究の全体像につきましては、先ほど議題1のところでお説明したところですが、その背景として、現段階において審査の現場で実際にどういう事例が出ているかというところを御認識いただければと考え作成した資料でございます。恐らくこの点につきましては、議論するに際して、参与の皆様方もどうしてこういう問題意識が出てくるのかという御疑問があると思いますので、その辺の疑問を払しょくするためにも現状の認識を共有させていただけたらと考えております。

公益法人会計基準につきましては、平成20年に作成されて、平成25年11月末には5年間の移行期間が終了したということになっているわけですが、移行後3年たって今見なおこうという事例が散見されるということがございます。そういったところを意識していただきながらお聞きいただければと思います。

「検討課題ごとの主な事例等」、資料2に移らせていただきます。

資料のつくりといたしましては、表頭の一番左、項目は先ほどの研究会の開催についての検討項目のところでございます。「事例」としては、四月以降の数か月間で目についた事例を取り上げさせていただいています。「法令・FAQ等」というのは、法令については当然のことながら国会審議を経ていきますし、FAQにつきましては行政庁及び内閣府において策定し、どういうものを法人ないし内部的に提示しているかというものの概要を示すものがございます。「問題意識等」というのは、今回の研究会に当たりまして事例を抜き出した問題意識を示します。「備考」の欄ですが、これはざっくりしたものでございますけれども、恐らくこういたところがやや不十分だったのではないかという原因と思われる点をメモさせていただいたものと御理解ください。

それでは、それぞれの事項ごとに御説明いたします。I-1-iでございますけれども、事例としては3つございます。事例①につきましては、（公財）A法人でございまして、円安が進んでございまして、外国銀行債の運用収益増が出たということですが、実は当該法人における特定費用準備資金についての認知度が低うございまして、会計監査法人がはついておったのでございますが、そのままほったらかされて収支相償違反がずっと続いたと

いう事例でございます。

②（公財）B法人ということで、法人の財源は基本的に投資有価証券でございますけれども、近年のマーケットの好況を受けまして、かなり大幅な増収になったという事態にもかかわらず、1号財産に「運用基盤強化基金」という名称の下、ともすれば溜まり金との言い方はおかしいのですが、そういう批判を浴びかねないような運用をしておったという法人でございます。

③につきましては、（公財）C法人でございますが、基本財産の運用益、株式、これも同じように中間配当が出たということもございますが、特定費用準備資金のそもそもの趣旨を逸脱している事例です。右欄の「法令・FAQ等」欄のアンダーラインを見ていただきますと、将来の特定の事業者、管理費に特別に支出するお金であるはずなのですが、これは既存事業の財源として確保していたという事例でございます。

特定費用準備資金につきましては、法令・FAQで今のところ各法人に提供している情報と、組織決定したというか、公式に出しているものはこの中の法令・FAQでございますが、制度官庁としては法人に対して説明しているはずなのですが、やや周知が徹底していないという状態がかいま見えるところでございます。この原因としては、より親切な、より丁寧な、より細やかな提供がなされていない。よって今後はそのような対応が必要ではないのかというところが問題意識でございます。

続きまして、3ページ、I-1-iiのところでございますが、先ほど説明にありましたように、いわゆるH表というところがございますが、これにつきましては、結構法人から負担が大きいということで要望が出ておったところでございます。本研究会でも一応少し検討していただいたやには聞いておりますけれども、今回、抜本的にどうするかというところにつきまして、制度とコラボレートして、どうすることが適切かというところが検討が必要かなと思っております。

具体的な問題点としましては、法令・FAQのところでは、内閣府令、法律上認定法の中で3「前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し、必要な事項は、内閣府令で定める」ということになっており、これを受けた内閣府令では毎事業年度作成するということが書かれてございます。ここまでのものが必要なかどうか、そもそもH表自体の作成がどこまで必要かというところとあわせて毎年度作成が必要かどうかを検討する必要があるのではないかと問題意識でございます。

続きまして、4ページ、I-3-iでございます。

初めに申すべきでしたが、ここで挙げている事例は課題一の検討課題のI-1-iとiiiの部分でございますので、iiは入っておりません。

もう一度4ページに戻っていただきますと、端的に言って内閣府令におきまして控除対象財産というのが決まっておりますが、それにつきましては1号財産から6号財産と、先生方、御承知のとおりだと思いますが、こういうスキームになっております。しかし、その運用状況、運用実態というものを見ますと、事例1にあるように、（公財）D法人に

については、指定財産なのですけれども、本来であれば1号、2号財産に計上すべきというところを、引き続き6号財産に置いたままであったという事例がございます。

その一方で、(公財)E法人のように、ある意味本来の事業に使うためにストック財産として、これは本来の趣旨に沿った形でございますが、使っている法人もあります。

これと、先ほどのI-1の3事例を加味してみますと、法人側にないしは法人関係者にきちんと公益法人会計制度の内容の周知が徹底していないのではないかという事態が散見されるところでございます。

「法令・FAQ等」の欄をごらんいただきますと、1号財産から6号財産まで、9ページまでですが、法令といわゆるFAQ等でどのように明示し、法人にお伝えしているかというのを整理させていただいております。行政的にはこういう措置をしておりますが、伝わっていないところがあるかと思えます。そういう意味で、右欄に移っていただきまして、問題意識等をごらんいただきたいのですが、もう少し伝わるように明確化できないものだろうかということで、本研究会において参与のお知恵をおかりしたいのと、例えば6号財産について経営安定化のために資金として1号財産、2号財産に計上する場合について、どのような要件を課すか等々につきましても、あわせて御議論いただけたらと思っている次第です。

続きまして、最後の10ページ、事例のところをごらんいただきますと、F法人というものがございまして、これは実はある意味法人自体が非常に不幸な生い立ちなのですけれども、前政権時代に補助財源がカットされたということもあって、実は自分のところの公益財産を使わざるを得ないという状況にございまして、それをどう取り崩していくかというところがございますが、公益事業1本に法人の判断で特定費用準備資金として積み立て、それを取り崩しているわけにございまして、行政庁が示した計算式で計算しますと、異常値が出てしまうという状況になってございます。

資料2の別紙1の横表をごらんいただきたいのですけれども、上から順に一番左に年を書いています、23年に約3億8,600万円積んでいるわけにございまして、それを24年に取り崩した場合、24年には外形上2.9%、④の欄をごらんいただきたいのですけれども、公益目的事業比率が4.9%という異常値が出てしまう。24年の下のほうの収支欄をごらんいただきますと、实际上に公益目的事業に支出としている数字で追ってみますと、それを計算すると79.4%になるということにございまして。これは、特費を積んで、特費を積んだ年ではなく、その翌年に異常値があらわれるような事態になっていまして、ここのところについては少し対応が必要ではないかという問題意識でございまして。

ちなみに、根拠というのがこの後ろの別紙2に公益目的事業比率というのがございまして、その中で2ページ、先ほど申しましたように、制度上、②の右欄のeというところがございます。特定費用準備資金当期積立額・取り崩し額のところを見ますと、その年は基本的にマイナス記載ということになっていまして、今回の異常値は偶然ではなくて必然的にこうなる仕組みとなっているということかと考えられます。

以上、ここで事務局が問題意識を持ったところの事例を紹介させていただきましたが、今後、次の会計研究会におきまして、事例を追加で集めさせていただいて、これは一部でございますので、どのような対応をしていくかというところについて、会計的知見で御検討いただきたいというのが事務局の考え方でございます。

事務局の説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

中田参与。

○中田参与 1ページですけれども、I-1-iの①の(公財)A法人のところ①②とございますね。①の説明は理解できたのですが、②について説明が理解できないので、御説明いただけないでしょうか。

○坂井審査監督官 特定費用準備資金というのは、いわゆる剰余金をそちらに回すわけでございますが、法人としては経常的に安定的に事業を実施したいという意向がかなり強いと聞いております。特定費用準備資金は、例えば法令・FAQ等をごらんいただきますと、【FAQ】(抜粋)という欄をごらんいただきたいのですが、実は新規事業の開始、既存事業の拡大という例示をしておりますが、数年周期で開催するイベントや記念事業等々であり、ある意味で事業の経常性というのがなかなか維持できないということをもって、法人としては予算計画なり人員計画なり、組織運営上非常にやりづらいという声を聞いております。そういったこともあります中で、この法人としては行政庁に相談することなく、こういう判断をしたということでございます。

○中田参与 つまり、特定費用準備資金は経常的なものには使えないと思っていたということですね。わかりました。

○高山座長 ほかにございますか。

今、問題となっているのが4号財産がうまく周知徹底していないということで、認定等委員会としてはなるべく4号財産を使っていただいて、公益事業を拡大していただきたいという話があるのだと思います。

もう一つ、2号財産と1号財産というのがあって、そこにお金をためて果実を運用するということが認められているのですけれども、そのほうにたまっていくと、今の低金利状態だと巨大な金額が1号、2号にたまってしまうという、1億あっても数万円という運用益しか出ない中で、それをどんどん積んでいっていいのだろうかという素朴な疑問が多分基本的な考え方の中にあると思います。

そうすると、青天井に資金がたまっていくところをどうにかして4号財産のほうに持っていくような、要は、将来使ってください、いつ使うかは4号財産ほどしっかりとやらなくても、何しろ使っていただけないかというところが多分、考え方の根底にあるのだと思います。ですから、ここにつきましては、今後じっくりと検討していきたいと思っております。

そのほか、何か御質問等ありますか。

上倉参与からないですか。

○上倉参与 特に質問はありません。

○高山座長 金子参与から。

○金子参与 前提の話なのですけれども、今回は公益法人会計のと書いてありますけれども、きょうやっているのは会計の話というよりも、認定法の話になって、会計基準そのものとは基本的にはリンクしてこない部分という理解でよろしいですか。

○高山座長 数字を使っているという意味では会計に近い部分ですけれども、会計基準からすると、資料1の2ページ目の2のii)一覧性とかこの辺ですか。これは技術的なものなのですけれども、それ以外はそういう意味では認定法の話になっていますね。

○金子参与 そうすると、本日いただいた資料1の1ページの検討項目というのも公益法人会計の運用の見直しというよりも、認定法上のいろいろな解釈ですとか、FAQのプラスというところであって、前回のように会計基準そのものについて何か触るというよりも、むしろ法律的な問題のほうになっているということでもいいのですかね。

○高山座長 そうです。

○坂井審査監督官 事務局から1点、補足させていただきます。

はじめに御説明すべき点であったかもしれませんが、これまで会計研究会でいろいろ議論いただいて、会計的には一応手当てをいただいている。これは個人的な見解なのですけれども、恐らく会計制度の足並みと会計基準の足並みがきちんとそろっていない部分があって、それが現場で混乱をもたらしている部分が少しあるのではないかと。したがって、今回、取り上げましたテーマというのは、ある意味で先生がおっしゃっているとおり、制度ないし運用的な要素が強いのですが、この点について、まず会計的な御知見をいただきながら、アイデアをいただいて、そこで会計制度側とコラボレートしながら法人に示していくというのが一つの解決策ではないかという思いがございまして、こういう設計にさせていただいているということでございます。

○金子参与 ここでは認定法自体を変えるような権限を持っていないので、そちらの委員会に投げる際のもとの会計的な側面からの意見としてこの委員会が今回、いろいろ話し合いをするということで、前回のときの会計の側面から報告書を書くものとは全くイメージが違って、最終物というのは前回のように外に出るのではなくて、どちらかという、委員会の中で。

○高山座長 外に公表するのだと思います。前回と同じような形で外に出しますけれども、我々会計研究会の参与の方たちのプレッシャーは違うでしょうね。今まではかなり会計の基準に触る部分だったと思うので、相当議論をして、また、鋭く意見が対立して、いろんな意味で大変だったと思うのですけれども、今回はそういう意味では少し毛色が違うと。ただ、ある意味、法律に影響するので、今度は事務局のほうへのプレッシャーが相当ある感じだと思います。

○金子参与 いろいろ教えていただいて、ありがとうございます。

○高山座長 よろしいですか。

梶川参与から何か。

○梶川参与 そういう意味では、認定法の関連ということかもしれませんが、ただ、財務会計的にもそこは当然そういう認定法その他規則を前提にした勘定科目ができ上がっているわけなので、そういった会計処理をするさらに前提、根底にこういう解釈論が真に存在しているかという意味では、その部分もかなり会計的な要素も強いのではないか。こういう組織特性ごとに会計を整理する場合には、そこに踏み込んでいかないと、会計自身の整理にはならないかなという気はします。その辺に企業会計との違いが当然出てくるわけですが、そもそも特定費用準備資金などという勘定科目は企業会計に存在しないわけで、いろいろ組織制度上の目的に応じた会計というものをこれから考えていかざるを得ないし、それが余り無原則に広がられても読者がわからなくなるし、一定の発想に基づいて整理をしていくというようなことだと思います。

○高山座長 まさに梶川参与がおっしゃったように、当然、勘定科目を通じて会計の側面も出てきますので、そこは我々としてもしっかりと見ていかなければいけないことだと思います。

【議題3 今後の検討予定事項について】 【資料3】

なければ、引き続き議題3ということで「今後の検討予定事項について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

○小森事務局次長 資料3でございます。「平成28年度の検討課題とスケジュール」ということで、スケジュールは四、五回ということですが、4回で完了するように置いております。本日が第1回でございますけれども、「検討課題の全体像について」ということと、2として「より分かりやすい公益法人の会計」、先ほどの資料1の大きな柱の2のi)とii)の「イ」ですけれども、定期提出書類の記載内容の明確化、剰余金の発生原因とか解消計画をきちんと書いてもらうとか、そういうものと、公益法人会計基準と同注解を統合してはどうか。本日はこれを検討していただければどうかと、勝手に資料も用意させていただいているということでございます。

2回目が9月下旬ごろでございますけれども、テーマが3つでございます。特定費用準備資金の運用の点検と見直し、先ほどの資料1でいきますと1のi)でございます。公益目的取得財産残額の関係、先ほどの1のii)、遊休財産額、6つの財産の明確化。先ほどの資料でいくと3のi)、この3つ、ちょっと重たいのですけれども、これを2回目にやってはどうか。

3回目が残った課題として、先ほどの資料の3のii) 異常値への対応と、2のii)のロでございますけれども、公益法人会計基準とFAQのつながりをわかりやすくしてはどうか。こ

こはちょっと軽いのですけれども、毎回毎回出てきた宿題とか積み残しを次の回以降で対応していきますので、こんな感じかなと置いてございます。

2ページ目、予備日は1月中ということで、予備日としておりますけれども、2月には報告書案を取りまとめるとしてございます。

検討状況によってはいきなり第4回で報告書案を検討するのではなくて、予備日で検討する回を設けるとか、そういう状況に応じまして設定していただければと思います。

3月中旬にはパブリックコメントを経て、報告書を確定するとしてはどうかと考えております。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

スケジュールを見ていただければわかるのですけれども、第2回はちょっと重たいかなという気はしますが、今回1回目は少し軽いということで、これから後でやるのですけれども、「よりわかりやすい会計に向けた改善策について」ということで、きょうの議題の2番目、これを仕上げてしまいたいと思っております。残った1と3を2回目と3回目でやっていくということだと思いますが、やりながらいろんな御意見があると思っておりますので、それをまた吸収していくと、もしかしたら予定がずれるということで、2ページ目、予備日を1月中に1回とっております。ここで全て終わらせて、最終的な報告書に持っていくということで、考えております。

よろしいですか。何か御質問等。

金子参与。

○金子参与 最初にきのう資料をいただいたときに「より分かりやすい公益法人会計」という言葉等があって、最終的に外にパブコメをもう一度とるといったときに、このページだと「法人にとって分かりやすい」と書いてあるのですけれども、普通、一般的には主語が書かれていない場合「より分かりやすい公益法人会計」といった場合には、利用者にとってわかりやすいということが想定されることが多いかと思うのです。ただ、本文を見ますと基本的には法人作成者にとってわかりやすい会計ということになっていて、そのスタンスでもしこれを出して行って、最後にパブコメをとるときに、この研究会のスタンスは別に利用者ではなくてあくまでも公益認定等委員会に毎日事務局に来られるような作成者の方々のためのものなのですかという質問等が、前提がもし十分に伝わってなければ、そのような形での特定の文章ではなくて、あり方に対する質問がこのパブコメで容易に予想できるのではないかと思っております。わかりやすい公益法人会計といったときに、通常、意味するところと違ったときに、そういう文章以前のスタンスの部分で質問が来るのではないかと。本当にそれでいいのかどうかという点について、お伺いできればと思います。

○高山座長 タイトルが「より分かりやすい公益法人会計」なので、ちょっとタイトルと内容とは少しずれがあるということですかね。

○金子参与　この委員会の外からパブコメを投げてこられるような方、法人以外の方がもしいろいろと御意見をされるとすると、通常、わかりやすいといったときに、作成者にとってわかりやすいというものがわかりやすいと考えるのか。作成者に近い人であればそのように考えると思いますけれども、そうでない人にとってはそのようには捉えない。そうすると、委員会のスタンスとして、わかりやすいといったときに、なぜ作成者の話ばかりが出てきて、利用者の話は出てこないのですかという形で言われる可能性が高いのではないかと想定しまして、委員会の位置づけとして、もちろん作成者とのかかわりが深い委員会ではあるとは思いますが、それで大丈夫かどうかというところをちょっと教えていただければと思うのですが。

○小森事務局次長　テーマ設定が実務で出てきた問題点を解決するということですので、こういう問題設定というか検討課題にさせていただきましたけれども、当然、公益法人関係者以外の人にもわかりやすい会計を目指すべきなのですが、そこは誤解のないような記載をするということではないか。

○高山座長　タイトルは誤解してしまうかもしれないので、「より分かりやすい公益法人会計」というタイトルを、これから議論するところと合うようなタイトルに変えていくと、今の金子参与の御指摘を受けですが、今、事務局のほうとで考えさせていただくということで、一回預からせてください。

ほかにございますか。

○梶川参与　よろしいですか。

今の読者にわかりやすいという意味合いとの関連なのですが、もちろん定期提出書類というのはここに書かれている審査監督という目的なのですけれども、ここに書かれている内容の一部を財務諸表に載せて一般的にも理解してもらおうということを、もし考えた場合、そういう話を出してもいいのかどうか。要するに、財務諸表での説明というのも当然、私などはあっていいのかなど。監督目的にあるだけではなくて、財務諸表をより注記などで説明してもらおうという、前文とかそういう意味ではないのですけれども、剰余金がどうして発生したのかとか、ますますつくるほうは厄介だということかもしれないけれども、監督官庁にお出しになれるわけですから、それを少し整理して、財務諸表に注記文言などを入れれば、こういう組織体の財務報告としてよりわかりやすいということもあり得るのではないかというような気もしたもので、そんなことも話題にしていかなというのをちょっとお聞きしたかった。

○坂井審査監督官　事務局のほうからの今回のテーマ設定の考え方を説明させていただきますと、公益法人会計の内容にキャッチアップできずにせっぱ詰まったステークホルダーというのが法人かと思います。今、梶川先生がおっしゃったようなところを明確に意識していたわけではございませんが後ほどの議題につながりますが、会計基準と注記と運用指針、そういうオープン資料、それで出てくる財務諸表との関係性と、会計制度との関係性がよりわかりやすいように、緊密にコラボレートしていく必要があるだろうというところ

がございますので、恐らく梶川先生がおっしゃったように、場合によっては検討の結果、その辺の表記の仕方というよりも、中身についてまで検討の必要性が出てくる可能性はあると思われまます。

ただ、そのところはまだこの問題意識を設定した段階で、出口、方向性までは事務局として考えが及んでいなかったものですから、先生方にはわかりにくさがあるにもかかわらず説明が不十分なところがあったかと思えます。申しわけございませんでした。

○小森委員 よろしいでしょうか。

今、梶川先生がおっしゃられた提言というのは非常に有効な可能性があると思うのですが、例えば財務の剰余金の解消策を財務諸表に記載するほうがいいのか、あるいは、事業報告書で記載を充実してやるほうがいいのかという、財務周りの課題によっては収納場所はどちらがいいかということが一つあると思えます。

それと、現実には、今回、課題の中の特定費用準備資金ですけれども、一般的に認知度が低いということと、せっぱ詰まって、とにかく積んでおけばいいと。一方で、こちら側の監督側はかなり要件を縛って確実性を要求しておりますので、そこで現実とのギャップが生じているということがあるのですが、最初に梶川先生がおっしゃられた、公表の中で解消策をとると、相当な覚悟で法人は書かなければいけないので、より確実性が増すのかなという気がしました。ですから、現実の対応ということにはすぐ前進するのかなという気がいたしました。

○梶川参与 よろしいですか。

裁量権というか使いやすさを作成者ないしは法人が持つということは、それについての透明性とか説明性を高めるといふのとセットかなと。使いやすいだけであれば。もちろんその仲介者として監督をしていただいているわけですけれども、その辺は最近はやりのコンプライ・オア・エクスプレインではないのですけれども、みずからが御説明をいただくという方向性というのは、こういう法人の流れとしては自治を重んじられるという部分には少しそういう形のチャレンジングな、もちろんおっしゃられたように、財務諸表に書くかですね。事業報告書とかその他に書くか、今、そこまで全然イメージせずに話していましたので、それは小森委員のおっしゃるとおりで、非財務情動的なものに近いのかもしれませんが、そこも含めて考えていけるかなと。そのかわり、裁量なり使いやすさを上げてあげるといふ、すごく大きな方向性としてはあり得るのではないかという気はするのです。

○高山座長 上倉参与、何か。

○上倉参与 今までのお話からして、先ほど金子先生から「より分かりやすい公益法人会計」というタイトルがちょっと違うのではないかというお話がありましたけれども、恐らく公益法人会計と定期提出書類との数字のつながりというのでしょうか、その辺を明らかにしていくということが目的であるという理解でよろしいのでしょうかね。

○坂井審査監督官 監督上、そういったデータがきちんとつくられているものが本来なら

ば財務諸表からきちんと出てくるのが美しいのですけれども、そこは明確によりわかりやすくしていこうという方向性は同じでございます。

○上倉参与 定期提出書類をつくる側からして、よりわかりやすい解説を提供するという、それが目的だという理解。

○坂井審査監督官 それも目的ということでございます。

○上倉参与 あとは付随的に何か提言できるようなことがあればということでしょうか。

○小森委員 もう一つよろしいでしょうか。

結局、法令とか、例えば先ほど御説明いただいたH表の内閣府令の定義、毎事業年度と下線が引いてありますけれども、法令で規定したものを超えてというか、どこまで解釈して柔軟にできるのかというお題だと思うのですが、許容値というか、どこら辺まで検討、例えば先ほどの毎事業年度つくるといふことの解消策は何か、どこまでというのは事務局としてお考えでございますでしょうか。ちょっとぼやとした話なのですが。

○小森事務局次長 それは余り事務局としてはあれですけども、例えば2年に1回にするとか、そういう程度のことは直感的にはあり得る。ただ、余り広げると計算できなくなるとか。

○小森委員 解釈で何か緩めるとか、改正という方向に持っていけるならいいですけども、きっちり言われてしまっているものをというのは、どうなのかなと。主務官庁として。

○坂井審査監督官 通常、法令は内閣法制局の審査にかかりますけれども、そうであったとしても基本的に主務官庁としての政策判断をまず最優先にされるというのが実情でございます。今回の検討対象であるこの規制レベルというのはいわゆる内閣府令でございますので、それはある意味もっと行政庁として判断できる領域だと考えております。そのときの判断材料としてどうかというのは、これからまた議論させていただきますけれども、そのバランスをとりながら検討してまいりたいと考えています。

○小森委員 ある程度ハンドリングがきくという理解でよろしいですか。

○坂井審査監督官 我々、まだ制度担当と詰めてはおりませんが、やはりその法人の負担軽減とわかりやすさのどちらを優先するかというところで、少し踏み込む価値はあるのではないかと考えているところです。

○小森委員 わかりました。

○高山座長 私もお伺いしたとき、これは場合によっては、最初もお話もしましたけれども、実は制度にかかわる話になる。このH表というのは実際は計算させながらも認定取り消しのときの没収計算ではまた別計算をしなければいけないということで、こう言うのは何ですが、意味のない計算をさせているということから、またそれが検証不能だという状況の中で、個人的にはH表を廃止したいぐらいのことを思っているところなのです。廃止すれば皆さん喜ぶのでしようけれども、そこまでは法律ですからなかなか難しい中で、どこまで、解釈でいくのか、あるいは廃止を含め改正していただくのかということまで幅広い選択肢があって、我々は廃止を提言するということも言えるのですけれども、事務局

としてそれが困難であるならば、もう少し我々としては対応策を考えなければいけないという話だと思っています。

ですから、このH表自体は相当問題のある表ですので、これだけ過去、皆さんで考えていただいても、ストック法でできないということは分かっているところですので、実際は正しく計算できているか否かの検証もできなくなっていく。間違ったらそのままいってしまうという、非常に問題があるというところですので、良い案があればそれはそれでいきたいのですけれども、もし良い案が最終的になれば皆さんの意見をまとめて、廃止のために事務局に頑張っていただくというところまで私は考えております。

○小森委員 失礼しました。

○高山座長 ほかにございますか。

【議題4-1 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例(案)】【資料4-①】

では、なければ引き続きまして、議事4「よりわかりやすい会計に向けた改善策について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○岸課長補佐 わかりました。

4の「よりわかりやすい会計に向けた改善策について」ということで、資料が項目で2つ分かれておりまして、まず、クリップどめでございます資料4-①「定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等(案)」と、もう一つ、つけてございますのは、添付資料ということで、別表A(1)同じく第一段階、第二段階、あとは3ページで、事業計画書に係る提出書というところで、もう一度ここは御説明いたします。

まず、最初の資料4-①「定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等(案)」ということで、課題でございますけれども、定期提出書類の記載内容の明確化ということで、剰余金の発生原因や解消計画等の記載を、様式14というところがございますので、これについて記載要領を示すなどをして、適切な記載を促すべきではないか。

実際、どこかと申しますと、今、申し上げた添付資料の中の1ページ、ちょっと小さいのですけれども、左の表の「第一段階」というところの表の中の「1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)」ということで右下のところがございます理由、計画の欄の記載と、さらにその下、「第二段階」でございまして、電球の上の四角、収支相償のところの記載、ここを今、対象にしているところでございます。

最初の資料の1ページに戻ります。まず、なぜこれをこの研究会のテーマにしたかというところがございまして、ここは行政庁にかかわるものでございますけれども、まず、法人のほうから記載の仕方がばらばらでわかりにくいとか、そういう記載要領を示していただけないかという御意見があります。これを成果物として公表する場合に、非常に影響が大きくなるころだと思っておりますので、これにつきましては、先生方の御意見も取り入れな

がら検討していく必要があるのではないかということで、今回のテーマにさせていただきました。

その下、考え方のポツの1つ目と2つ目でございますけれども、この部分を考えるときに、基本的な考え方がございまして、特に2つございます。

まず、最初のポツでございますけれども、1行目の後半から「審査・監督の効率化及び法人の業務負担の軽減等の観点から、記載上の留意事項を明記した上で、記載要領や具体的記載例を示す必要があるのではないか」ということがございます。

ただ、2番目のポツでございますけれども、2行目の後半「これにより法人に対して過度に事務処理負担をかけない配慮も必要ではないか」という2つの観点から、この記載要領を検討中でございます。

最後のポツでございますけれども、なかなか提出書類の中で実際、発生理由を記載していない法人も結構ございます。特によくあるのが、第二段階のところで、手引きのところでは欄外に発生理由を記載すべきとありますけれども、本表の中に記載がないので、この第二段階で発生理由を書いていられない法人が多いというのが現状でございます。

続きまして、1ページのところでございますけれども、2の「剰余金の主な発生理由の記載」、これは、剰余金の発生理由と解消計画を2つに分けて項目を検討しております。

まず、1ページの剰余金の主な発生理由の記載ということで、1といたしまして「記載する場合の留意事項」、こういう点にまず留意する必要があるのではないかとこのところでございます。

1ページの後半のところに①～④がございます。①は前年度以前の剰余金を含んでいる場合にはその金額を明示する。これはよろしいかと思えます。

②といたしましては、発生理由でございますから、何と何の差額というところでは、収支予算書と実績との数値の差額であれば、それを比較して明確に発生理由を記載していただく必要があるのではないかとこのところでございます。

次、③発生理由については、単に「公益目的事業の収益が増加した」だけでは不十分である。具体的かつ勘定科目、経常損益と経常外損益の金額に示されること。ここはいろいろ御意見があるところだとは思いますが、どの程度書いていただくかとか、法人さんの手間とか、そういうところもございますので、一つ大きな提案として今回、ここは記載させていただきました。

④発生理由の内容について、事業報告書及び理事会等議事録に記載がある場合には、それが整合性が必要であるということです。

最後、※のところ、これもちょっと検討いただかなければならないかとは思いますが、読んでいきますと「剰余金の金額が僅少な場合であり、かつ、明らかに次年度の事業費で費消できる場合には、発生理由と解消説明にその旨を記載することで法人の事務負担を軽減してはどうか。なお、僅少か否かの判断については個別ケースごとに判断してはどうか」。これは後半で、記載事例のところ出てきますけれども、実際、例えば1円

でも超えていけば書くのかという、そこら辺の判断は行いますので、ここら辺、提言させていただければということで、今回、ここに記載させていただきました。

2 ページ、2 「記載要領」ですね。これにつきましては、今のところを踏まえて、例えば定期提出書類の記載のところにこういった内容で記載してはどうかということでありませう。収支のプラスまたは剰余金の主な発生理由の記載については以下に留意してくださいということですね。

最初のポツ、プラスの事業が複数ある場合には、それぞれの事業について発生原因を記載してください。

2 つ目のポツ、先ほど申し上げた勘定科目のところでございますけれども、発生理由については、収益・費用の増減について、正味財産増減計算書の具体的な勘定科目を用いて説明してくださいということです。

3 番目、発生理由が事業報告書等にも記載がある場合にはその旨を記載してください。

最後のポツ、発生理由が解消計画と関連性がある場合には、その関連性を明確に記載してください。これについては後で記載例として出てきます。

以上の記載要領で提示させていただいて、では、2 ページの真ん中、3 「具体的な記載例・記載事例」です。例えば記載例としてはどのような記載例として御提示することができるかという例を書いております。

最初のポツ、記載例 1 です。定期提出書類の所定の場所に記載する場合。先ほど 2 つの四角、所定のところと申し上げていましたけれども、その部分でございます。

四角の中、発生した剰余金のうち、前年度剰余金の繰越額は××で、当年度に発生した剰余金は50である。

当年度発生した剰余金50の主な発生原因は、当初収支予算に対して、収入については〇〇事業の事業収益の何々の理由により10増加していますと。支出については委託費について経費の節減であって、40だけ減少していますと。

なお、上記発生理由の内容については事業報告書に記載されている。記載されている場合の記載です。

これが四角の中に入れる場合で、もう一つ提案といたしまして、記載例 2 です。2 ページの後半のところで、例えば計算式、計算表を用いた場合はこのような記載になるのではないかということで、(例①)、内容についてはよろしいかと思うのですが、次の3 ページのところで、記載例 1 のところで申し上げた内容をこういった正味財産増減計算書形式で説明していただいはいかがでしょうかという提案が一つでございます。

さらに、3 ページの真ん中の(例②)でございますけれども、これは対比方式ではなく増加減少を具体的に、収益項目、費用項目で足したもの、引いたものという形で、4 ページでございます。結果は同じでございますけれども、こういう記載の方法もあるのではないか。

どれを選択という話ではございませんけれども、具体的記載の内容としてはこういう方

式があるのではないかとという提案でございます。

続きまして、4ページの「現在の参考記載事例」ということで、実際、どのように書かれているかというところを例として記載させていただきました。

最初のところは予想外の収益計上の場合の記載例です。

2番目が前年度の剰余金が発生理由である。そのままということですね。

3番目といたしましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、剰余金の発生理由と解消説明を関連づけて説明している記載事例ということでございます。内容的にはよろしいかと思えます。

最後、先ほど申し上げた剰余金が僅少な場合の記載事例ということで、実際、数字のところは載せてはいないのですけれども、法人さんのほうで判断して、例えば「僅少の剰余金が発生してしまったが、翌期に調整できる範囲と考えます」と。2つ目といたしましては「剰余金の額が、年間事業費に比較して僅少な額であり、翌事業年度の事業費として使用する予定としている」と、こちらの法人さんでは具体的に僅少と判断されて、こういった説明をされているという実例があるというお話でございます。

引き続きまして、4ページの2「剰余金の解消計画の記載」ということで、1のところでも発生理由ですけれども、これは後半の解消計画の記載ということでございます。

内容は同じように1、2、3に分かれておりまして、4ページの1「記載する場合の留意事項」です。具体的にどういうことを書いていただきたいかということでございます。

①剰余金の総額を記載する。

②剰余金の発生年度別の金額を記載する。

③剰余金の解消予定時期を記載する。

④前期以前に発生した剰余金の当年度の解消・未解消を記載する。解消の場合には、解消に関して具体的な資金使途を説明していただく。

⑤解消計画の内容が、例えば将来の公益目的事業の拡大なのか、当期の公益目的保有財産の取得、第二段階であれば資産取得資金の積み立てなのか、個別事情に応じた判断なのか、これを書いていただくことは必要ではないか。

⑥解消計画について、具体的かつ勘定科目の金額によって示されること。先ほど出たところと同じでございます。

⑦もそうございまして、解消計画の内容については、事業報告書及び理事会等議事録に記載がある場合には、整合性がとれている必要があるということです。

続きまして、5ページ、これも発生理由と全く同じことございまして、5ページの一番上の※のところ、剰余金の金額が僅少である場合、かつ、次年度で費消できる場合、その旨を書くことで法人さんの負担軽減にならないかという提案でございます。

5ページの2「記載要領」、これは先ほど申し上げた定期提出書類等に記載するとしたらこういった内容になるのではないかとということです。

内容的には、前の記載する場合の留意事項のところに書いておりますので、こういった

記載になるのではないかという話でございます。

5 ページの後半でございます。3 「具体的な記載例・記載事例」でございます。

まず、記載例1といたしまして、定期提出書類の所定の場所に記載する場合ということで、最もシンプルな形で記載させていただいております。

剰余金のうち、前年度剰余金の繰越額××円、当年度に発生した剰余金15百万円である。

当期発生剰余金の15百万円については、公益目的事業の〇〇設備の更新のため、資産取得資金として同額、特定資産に計上している。〇〇設備は翌年度に7.5百万、翌々年度に残り7.5百万取得の予定である。当該事項は翌年度の事業計画に記載している。

なお、前年度に発生した剰余金については計画どおりに解消されている。

という内容でございます。

次の6 ページ、記載例2でございます。解消計画・実績に記載する場合ということで、これは自由様式ということで、別に記載を用意していただくことになるのではないかとということで、前年度以前の解消計画についても同様とするということで、剰余金の解消期間が複数年にわたる場合には、以下のような記載例の様式を用いて解消計画と実績をわかりやすく説明したらいいのではないかとということで、具体的な数字を入れておりますけれども、内容的には詳しくは今、御説明は省略させていただきますが、6 ページから7 ページの前半、こういった記載はいかがでしょうかという提案でございます。

あと、7 ページの真ん中のところで、現在の参考記載事例ということでございます。実際、法人さんのほうでこのような記載をされています。最初は一般的な記載事例でございます。4つの記載がございます。

8 ページ、具体的に法人さんによってこのように記載されているのですが、特に後半のところは「資産を購入し計画を解消する」とか「公益目的保有財産の取得」とか「翌年度の事業拡大で解消」と、こういう記載をされている法人さんが多々あるという実態でございます。

最後でございます、8 ページの真ん中のところで、3 「解消計画の1年延長の場合の記載例」ということでございます。これにつきましては、2枚つづりの添付資料の3 ページの「事業計画書等に係る提出書」のところで、下の電球の四角の中の2段落目「前年度における事業報告で発生した剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを具体的に示した場合、期間決定された剰余金の解消計画（様式自由）を提出してください」という記載がございますけれども、これについての資料4-①8 ページのところは、具体的にどう書いたらいいかというところの御提案でございます。

5行目のところで「平成26年度の剰余金が複数年で解消される記載例」3月決算ということで、①と②がございまして、まず、①につきましては定期提出書類の話でございます、四角の中、

剰余金2億円については、……の理由で具体的な解消計画については平成27年9月

開催の理事会において決定することを平成27年6月の理事会で決定しました。
という定期提出書類でございます。

②は、平成28年度の事業計画提出時です。これについての記載、先ほどの添付資料の3ページのところでございます、四角の中、

平成26年度発生 of 剰余金2億円については、平成27年度において、1億円を………で
解消し、残り1億円は平成28年度において、……により解消することを平成27年9月開
催の理事会で決定いたしました。

当該理事会の議事録と剰余金の解消計画を添付致します。
こういう記載をしていただくことが必要ではないかという御提案でございます。

これにつきましては、これからブラッシュアップして、研究会の2回、3回というところ
で検討させていただければと思っております。

まず、前半の部分は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

収支相償がこの制度の根幹であるというところをわかっていただくということで、収支
相償を満たさなかった場合に、それで済むわけではなくて、しっかりと計画を出してもら
って、収支相償違反の解消を図っていただくというところがございます。

相当な記載になってくるので、果たしてわかりやすいかどうかという問題があるのだと
思いますが、しっかりと書いていただいて、責任を負っていただくというところからは、
こういうかなり細かいことを書いていただいて、それを検証していくというのは、多分事
務局としては絶対必要だということで、こういうお話がこちらに上がってきたのだと思っ
ています。

このような状況で、こういうものを定期提出書類の手引きの中に取扱いを入れていくこ
となのだと思うのですけれども、我々のところでどこまで議論すべきかというのはあるの
ですが、忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

中田参与から、いかがでしょうか。

○中田参与 これを書かせるのはかなりの手間なのではないかと思えますね。財務諸表を
もう一つつくれという感じがします。

多分、私が自分の顧問先だったら記載例1で済ませようと思えます。

なので、結局これで必要なのは具体的な勘定科目名と数値ですね。それさえちゃんとし
ていれば別にこんな表をつくる必要はないので。

○岸課長補佐 ただ、特定費用準備資金とかの具体的な細かい勘定とか、そこまでは今、
要求していないところがございますので、本来そのようにすべきだと思います。

○中田参与 特定費用準備資金とか資産取得資金は基本財産か特定資産にもう決まってい
ますね。それを書けと言えいいだけの話で、その中のどの積立金に積んであるか示して
くれということを書けばいいのであって、これをじゃんと出すとすぐく反発を受けそうな
気がするのですが、いかがでございましょうか。

あと、剰余金が僅少な場合の記載ということで、ここのところ、皆さん僅少だと言いたいと思うのですけれども、今の4ページに剰余金が僅少な場合の記載例があるのですけれども、こんなもので許されるのでしょうか。翌期に調整できる範囲と考えますと、そうすると。

○岸課長補佐 そのところは多分実際、金額的なものも随分あると思うのです。ただ、今の状況では1円でも出た場合には記載しろとなっておりますので。

○中田参与 記載することについては、この程度の記載であれば全然問題はないのですけれども、じゃんとした記載例を示して、実は僅少なのですよと言うと、どういう判断で僅少なのだとなって、やはりこれをちゃんとつくりなさいということに運用上はなってしまうのではなかろうかという懸念です。

○岸課長補佐 あとは何も書かないで判断していただいて、やっていただくという。

○中田参与 何も書かないというのは。

○岸課長補佐 僅少の場合はこうしてくださいというところを書かないで、法人さんの運用の判断でやっていただく。

○中田参与 僅少の場合にはこうなるということを書かないと、こういう記載例とかを出すと、記載例どおりにやれという運用になるのは多分間違いないと思うのです。そうすると、例えば僅少だからと判断して、僅少なのでと理由を書いたとすると、どういう判断で僅少のですかとか、やはりこの記載にしてくださいと、後で必ず言われてしまうのではないか。そうすると面倒なので、記載例どおりにやらなければいけないということに結局運用上なるのではなかろうかということをお心配しております、僅少の場合には僅少と書けばいいですよということであれば、僅少ということをどのように考えるかについてもちょっと議論が必要かなと思います。

○岸課長補佐 わかりました。

○中田参与 以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

では、長参与から。

○長参与 法人はどう書いていいかわからないというのがほとんどだと思うのです。結果として剰余金が出てしまった。なので、書きようがないという、発生理由についてはそうだと思うのです。そういう点では、記載例を書くのは有効だと思いますけれども、中田参与が言われたように、記載例1でほぼ終わってしまうのかなと、そういう書き方でないとなかなか難しいのかなと思うのですけれども、ここではなぜ発生したのかという分析をしてくださいということが重要だと思うのです。そういうアナウンスをしたほうがいいと思うのです。その書き方は非常に簡単でもいいのですよ、分析をしていただければ次年度の予算を立てる上でも、事業を実施する上でも生きるでしょうという、何かそういうことを書いていただくほうがより法人のためになるのかなと思います。そのためにここも分析しましょう、記載もしてくださいということにつながるのだと思うのです。

○岸課長補佐 わかりました。

○長参与 剰余金が僅少な場合ですけれども、これも確かに金額の判断は難しいのですけれども、次年度の事業費で解消できる場合は僅少につき省略とか、それでも確かにいいと思うのです。そのように法人が思っている。次年度で終わるのだったらそれ以上書く必要はないのではないかとということだと思しますので、それは説明で書いていただいて、次年度で解消するのだったら僅少につき省略でもオーケーということだと思えます。

以上です。

○高山座長 よろしいですか。

では、上倉参与から。

○上倉参与 私も実際に法人の方というのは、どのように記載したらいいのかよくわからないという相談を多く受けまして、記載例を示すことは非常にニーズのあるところなのではないかと思っています。

あと、今、発生理由とか解消計画の記載に当たっての留意事項の中で、前年度以前の剰余金を含んでいる場合にはその金額を明示せよとか、あるいは、複数の事業がある場合には事業ごとという記載がありますけれども、今、この別表A（1）の様式を少し変えたほうが書きやすいのではないかと思っていまして、例えば今、第1段階の表のところ、2番目のところ、経常収益計とタイトルがありますけれども、ここは正味財産増減計算書の経常収益の数字をそのまま持ってくるのではなくて、前年度の剰余金があればそこにプラスして記載するというようなスタイル。

○岸課長補佐 それと、2段にして書くとか。

○上倉参与 前年度の分はもう一つ列を設けて別にしたほうが漏れなく記載されるのではないかとか、あるいは、事業ごとに解消計画とか理由を書けということであれば、今、理由、計画のところの欄が1つしかないのですね。事業ごとに記載する欄を設けたほうが書きやすいのではないか。

○高山座長 2列要るのですね。前年度の列と理由の列を2個つけていく。

○上倉参与 この様式をもうちょっと工夫できないかという気がしています。

○岸課長補佐 それは法人からも結構御意見があります。

○高山座長 前年度は忘れてしまいますものね。

○上倉参与 前年度の剰余金が漏れてしまったりするケースがあるかと思しますので。

○高山座長 よろしいですか。

○上倉参与 ただ、記載例を示してあげることについては私は賛成です。

○高山座長 記載内容はいかがですか。

○上倉参与 記載内容については、恐らく記載例2はなかなか大変なのかなと思います。恐らく記載例1のほうでやるのではないかと思います。

○高山座長 よろしいですか。

では、金子参与。

○金子参与 私も記載例を示すのは賛成です。

先生方がおっしゃるように、僅少をどこで切るかというのは難しいのですけれども、少ない場合には非常に単純にして、非常に多い場合には具体的にするという方針自体も賛成です。特に大体法人で11カ月目ぐらいになると、その後の公益法人の収入が見えるので、そこで微妙に残ったときに、結局最後のところで若干モラルハザード的に広報みたいなどころにお金をつぎ込んだりするケースもあったり、正直これで微妙に剰余が出て、その理由というのは結局書く理由もかなりつけ焼き刃なものになってしまっているというのが実態だと思いますので、その点については、逆に多少剰余金が発生してもそれほどペナルティ的にはならないような形で、単純なものにして、非常に多額に出る場合には、逆にある程度解消計画がかなり具体的である必要があるので、そこについてはある程度詳しく書いていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○高山座長 では、梶川参与。

○梶川参与 私も記載例というのはむしろ示してあげるほうが丁寧なのかなということなので。ただ、大事なのは先ほど申し上げた、なぜこのように、本来は予算で収支が違っていればそれはそれですけれども、そうではない場合になぜ違ったかという趣旨を前文なりに徹底して書いていただくということだと思うのです。

あと、ここでいう記載例1、2みたいなものは、あくまでも例示なのだということであれば、私はむしろ2というのかえって書きやすい人もいないかと思いません。私は逆に避けたいのは、2というのとはただ増減表を書いただけで終わってしまう。そちらになるぐらいなら真面目に1でちゃんと書いてということはあるのですが、2のほうが本当は書きやすく、表を書くのは面倒くさいけれども、こうやって増減を見れば中身を調べなくてもいいやみたいな感じにもなって、それは逆によくないと思うのですが、ただ、2のほうが簡単という人もいないかもしれないので、一つの例として明確に科目でわかる場合にはこういうもので備考に書いてくださいと書いてあげても丁寧かなと。その辺、基本スタンスがないと1のほうが難しいという人もいないなという気はするぐらいで、主なものとか主な原因を見つけるという、多分、書かせ方として主な増減について発生した原因を書いてくださいみたいなことを書くと、また主なものとは何と、いろいろ。

もともとそもそもの意図がないとなかなかこの手のことはどう書いてもこんがらがりますので、そこだけ注意していただければ。

○高山座長 書ける法人はきっと力があるのだと思うのです。問題は書けない法人なのですね。何かよくわからないと。そういうところに対するアナウンスとしてしっかりと中を分析してくださいという意味では、いい記載であるとは思いますが、先ほどおっしゃったように、2の予算との比較はさらに少し難しいのかもしれないね。

何か委員のほうから御意見ありますか。

○恵委員 お聞きしていて、構造的に事業スキームが収支相償を満たさないタイプの法人、

シルバー人材センターとかがあるやに思いますので、そのあたりで法人自身がどのように事業を検討し直すかというきっかけになればと思いました。

ありがとうございます。

○高山座長 ということ、しっかりと書いていただくと。定期提出書類は、記載すべき箇所が多く手引きを良く見なければいけない部分があります。事務局も相当工夫をさせていただいて、私自身、よく参考にしているのですけれども、確かに一生懸命工夫はされていますが、余りの情報過多で思わず見逃してしまうこともありますので、本当に肝のところをしっかりと書き込んでいただくということをよろしくお願いいたします。

○岸課長補佐 わかりました。

○川淵事務局長 私、正直、会計は余り知識はありませんし、この会の運営等も次長にお任せしていますが、一回見ていて、先ほど金子先生から、わかりやすいとは誰のためのわかりやすいなのかという話もありましたが、単に法人の事務方が面倒くさいのを減少するというのではなくて、剰余金が生じていたりとか、剰余金の解消計画がきちんできていないのか、そういうことが、外側の人たち、国民とか寄附をする人とか、そういう人にわかることも必要だと思いますし、法人の理事とかに十分理解されていないとか、その結果として剰余金解消計画がきちんできていないとか、剰余金がそんなにたまっているなど知らなかったとか、そういうこともあります。そういう人たちもまず最初に知るべき関係者かなど。

そういう人たちに剰余金がどうなっているとか、解消計画、まさに公益目的事業をやる者としていろんな形で法人がお預かりしている金を将来的にどうしていきますかというのが、きちんと、単に役所に出すということではなくて、法人の関係者とか、法人に関心を持っている人とか、そういう人にわかりやすく提示されるという意味でいろんな工夫がされるというのは当然あるべきことだと思いますし、それをつくっていただくことをきっかけとして、法人の事務方の当時者もちゃんと考えて、中期的にどうしていくかということを考えるきっかけにできるのではないか。それで、法人のほうに負担がふえるのではないかということは、別途負担を軽減できる場所もいろいろあれば、例えば別表H、ああいったものをひょっとしたら大幅に負担を減らすことができるかもしれない。それで全体としての負担が減る方向に行けば十分御理解いただけるのではないかという感じを持っております。

○高山座長 ありがとうございます。

そうすると、本当は会計基準の中に入れれば、決算のときに皆さん見るわけですから、相当な牽制にはなってくる。今のところ定期提出書類なので、まさに今のお話のように、全員が知らないうちに事務局だけがちょこちょこことやってしまうところをどのように理事の方々にも注意するように持っていくかですから、もし会計基準を変更するとなると大きな話になってきますので、今回、できるかどうかわかりませんが、皆さんの中で大きな話になる可能性もあるということをご共有していただいて、収支相償というもの

の大切さと、それがプラスになったときのガバナンスの必要性等をしっかり検討していた
だくということ。

○梶川参与 私が冒頭申し上げたのはまさにその部分です。本当におっしゃられたとお
りだと思っております。

○高山座長 相当反発を受けますけれども、余りひどいとそこまでやっていく必要がある
のかもしれないということを皆さんの中で頭に入れていただいて、事務局のほうでも今後
の書き方等を見ていただいて、場合によってはそこまで踏み切るところも必要なの
かなという感じは持っております。

では、何かほかに追加でありますか。

**【議題４－２ 公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び「公益法人会計基準の運用
指針」の統合版（イメージ）】 【資料４－②】**

なければ、資料４－②ということで、事務局、お願いいたします。

○松前課長補佐 資料４－②について説明をさせていただきます。「公益法人会計基準、
公益法人会計基準注解及び『公益法人会計基準の運用指針』の統合版（イメージ）」とい
うことで、作成をさせていただきました。

もともと公益法人の会計基準注解というのは、公益法人だけではなく、非営利組織全体
の一般的な会計基準、将来作成されると思いますけれども、そういったことを見据えて、
平成20年の会計基準を改正した当時、このような形に落ちついたと記憶しているところで
ございます。

また、運用指針につきましては、認定法令、認定法、認定規則等の定めを反映したもの
と考えられておまして、それらが改正されるときに行政庁のほうで運用指針を改正する
ことで対応できるようにということで、制度、法令にかかわるものは運用指針で完結する
ようにという趣旨で、このような形に整えられていると記憶しているところでございま
す。

今回の会計研究会の検討課題に沿って、こちらにつきましてはわかりやすい会計に向け
た改善策ということで、会計基準、注解、運用指針を一覧にするという形式上の問題で
ございますけれども、そのようなことでもしわかりやすく、より有効な資料ができればとい
うことで、資料４－②を作成しているところでございます。

あくまでも、特に会計基準、注解、運用指針を変えるということではなくて、並びの問
題、ツールとしての位置づけと考えているところでございます。

最初のところで趣旨を書いたものでございますので、読ませていただきます。

本資料は、公益法人会計基準及び注解並びに会計基準の運用指針について、各文書間の
関連性の明確化及び会計の体系化を図り、もって公益法人行政関係者の理解を深めるこ
とを目的として一覧として作成したということでございます。

以下、ベースとなる会計基準に沿って、関連する注解は四角囲みとさせていただきます。

会計基準に関連性が記されている場所に注解を記載しているところがございます。また、関連する運用指針については、点線の四角で囲みまして、会計基準の関連する項目の場所に続けて記載をさせていただきました。

そういう考え方で、一部ではございますけれども、会計基準の第1から第2まで、これを用いて以下例示をさせていただきます。

1 ページ目は、第1「総則」のところで、1、目的、2、一般原則と会計基準で記載をされております。

2 ページ目、1 ページ目の一般原則のところに（注1）とありますので、単純でございますけれども、その次に注1としまして注解の内容を記載させていただきます。

その下の3、4は会計基準の文言でございます。4のところに（注2）とございますので、そこは注解の2をその下に続けて記載しておるところでございます。

その下、第2「貸借対照表」と書かせていただきましたけれども、これは会計基準の内容でございます。

3 ページ目につきましては、会計基準の第2の2「貸借対照表の区分」の基準がございます。そこには注解の3、4、5、6、7が関連するものとして、会計基準自体に記載がございますので、ここで注解の3、4、5、6、7をその下に続きで書かせていただきました。これはもともと会計基準にこういった注解を参照しなさいという形になっておりますので、ただそこに持ってきただけになっているところがございます。

4 ページ目、3「資産の貸借対照表価額」、これは会計基準の記載内容でございます。（1）のところに注8とございますので、これも注解8をその下に四角囲みで続けて記載させていただきます。

その下、（2）（3）は会計基準の文言でございます。（3）の文の終わりのところに注解の9、10、11という記載がございますので、その下に9、10、11と注解のほうから持ってきたものを四角囲みで追加しているところがございます。

5 ページ目、次は点線の中でございますが、これは運用指針から持ってきているところがございます。ここでは関連する運用指針といたしまして、指定正味財産として計上される額、こういったことをここに入れさせていただきます。

あわせて、運用指針の8の子会社株式・関連会社株式についての記載がございますので、ここにあわせて入れさせていただきます。ここは運用指針については特に会計基準のところで案内のリファーマ等は無いのですけれども、その趣旨を踏まえまして、関係したところに順次入れていきたいと考えているところがございます。

その下、（4）（5）（6）につきましては、会計基準の文言でございます。ここについては特に注解の記載はございませんので、関係するところで運用指針の11について記載を続けさせていただきます。

6 ページは運用指針11の続きでございます。

資料につきましては以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ちょっと質問なのですけれども、これはこういう形にして公表していくということになるのですか。

○小森事務局次長 できましたらこういう資料をつくりましたということで。

○高山座長 あわせてちょっとお聞きしたいのですけれども、皆さんのお手元に公益法人会計基準及び基準の適用、運用のところの、会計基準の6ページ目、要は注記が出ますが、これはこの前の平成27年度改正、これをつくったときに27年度報告書、企業会計の取扱いですが、あれはここに入れるのですか。それは入れない。入れると便利です。でも、その位置づけがちょっとわからないのですけれども、今まで26年、27年で検討した会計にかかわる部分、会計基準に反映したいけれども、微妙なところだと思うのですが、それをこのところで入れ込むか入れ込まないかというのは、大きな議論になってくると思うのですが、それは今のところ事務局の中では検討はしていないけれども、この中で入れるとすれば入りますか。

○松前課長補佐 個人的に、一覧をつくる目的からすると、必要であれば入れるということで、問題はないかなと考えております。

○高山座長 わかりました。

それをもとに、中田参与から、いかがでしょうか。

○中田参与 これは結局表示上の並びを変えるということだけで、制度上の位置づけを変えるわけではないですね。

○松前課長補佐 基準、注解、運用指針については何もいじるということではなくて、ただ、ツールというか、わかりやすい資料の提供ということで、一覧化したほうがいいのではないかという御意見から。

○中田参与 そうすると、論点としては座長がおっしゃったようなところが論点になるということですね。

○高山座長 26年、27年の報告書を織り込むかどうかというところだと思います。

長参与から。

○長参与 資料としてですと非常に便利かなと思いますけれども、最初に目次か何かをつけると、もっと一覧性が増すのかなと思いますけれども、ずっと項目が伸びますので。

そのぐらいだと思います。

○高山座長 上倉参与から。

○上倉参与 27年度報告で、基本的に企業会計で適用されているものというのは適用するのです。遡及基準は除いて適用するのですよということが明らかにされましたけれども、それに関連する、例えば金融商品の方針に関する注記とか、その辺はこちらの様式、財務諸表の様式の注記例みたいなことも書いてありますけれども、こういったところには織り込まないという方針なのでしょうか。

○松前課長補佐 今、座長からも御提案がございましたが、27年度報告についてまず入れ

るかどうかというのは研究会で決めていただくということと、そういった内容につきましてはどの場所に入れるかということも、あわせて事務局案を出しますけれども、検討させていただければと考えます。

○上倉参与 私が入れると言っているのは、例えば財務諸表に対する注記の中に、金融商品の注記をここに織り込むとか。

○松前課長補佐 運用指針と様式等については特にそこを修正するということは今のところは考えておりません。これ自体は余り改正というところではなくて、一覧表上で並びを変えたり、どうするかということで、例えば金融商品の記載については財務諸表の注記の17のその他のそこに記載するよというということで、結論が出ているところだと思いますので、そこも会計基準の文言のところの一覧の中で入れるとか、考えられるとしたらそういったことかなと考えております。

○高山座長 それも含めて、また後でこれについては3回目に検討することになっていきますので、それは事務局でもう一回もんでいくという形になると思います。

金子参与から。

○金子参与 一応ちょっと教えてもらいたいのですけれども、これとこれの統合版は今後も併存するという。

○松前課長補佐 そういう意味です。

○金子参与 これは位置づけは全く変わらないで、このほかに参考資料的にこれが出ている。

○松前課長補佐 参考資料というか、記載例ではないのですが、結局ツールとしての御利用だと思っているのですけれども、基準、運用指針とは全く。

○金子参与 全く位置づけも今までどおり残って。でしたら全く問題ないかと思うのですけれども、ちょっと失礼に当たるかもしれないですが、そこまで皆さんが統合することを求められるのかなというのが、純粋な疑問としてあったのですが。

○坂井審査監督官 現状を申しますと、実は、法人自身が結構人事異動がなされていて、移行認定のときに詳しくなった方もどんどん動いてしまって、小規模法人については収支相償とは何というところから入っていかざるを得ない法人が結構あるそうございまして、そういう意味ではよりわかりやすく、会計の側面からより誤解のないような環境整備が必要だと考えていまして、その一つの方策として考えたものでございます。

○金子参与 皆さん、立ち入り調査等もあって忙しい中で、ここまでプラスの資料をつくっていただいて、むしろ大変だなというところで、そこまで法人のニーズがあるというのは予想がつかなかったもので、聞かせていただきました。

○川淵事務局長 小規模法人を中心に会計上の最も基本的な知識とか、そういうところもない人、特に役所関係の人間は複式簿記などやったことがないですから、BSとは何か、PLとは何かという人もたくさんいるわけで、そういう中で、このように読みやすく編集するという、それだけかもしれないけれども、これがどこまでの役に立つか知りませんけ

れども、現場においてこのようにしてもらおうと一覧性がある理解に資するということでは、できることはやっていこうということだと思います。別途小規模の法人などの担当者の方をどのように啓発していくかというのは、それはそれでまた大きな課題かなと思います。

○高山座長 梶川参与からは。

○梶川参与 今のお話で、一覧性のある見やすさというのは、ちょうどお話があったように、誰にとって見やすさかという、その視点を御整理いただいたほうがいいと思います。

少し専門的な知識がある者としては、別に今の形でも十分リファアーしていけるので、逆にいえば、余りそこが御専門ではない方にとっての見やすさ。その点でいうと、先ほどの27年の云々とかは、さらなる解説的なものも含めたところを入れていくと、多分、見られたときの規範性が、最低限の規範性に同一レベル感のあるもので整理されていないと、多分、それほどおかしくない人は帰って混乱してしまう可能性もあると思うのです。

ですから、足りない分は別に読んでいただくところまでになれば、それはこの利便性を感じられる方にとってみれば不便だけれども、それまで入れてしまうとかえってわからなくなってしまうということの専門性を対象にされたほうがいいのではないかと思うのです。運用指針はもちろんいいと思うのですが、この辺が限度ではないか。決してここにいるメンバーが見やすいという話では多分ないと思うので、我々専門家としても便利はいいかもしれないのですけれども、忘れないように。ただ、その辺はむしろ作成者の法人の方がわかるぐらいコンパクトなほうが私はいいのではないかという気がします。

○高山座長 小森委員から、何か。

○小森委員 私、最初この話を聞いたときに、まさか統合するのかなと思ったのですけれども、参考のツールということであれば全く問題はないと思います。

発表の仕方ですけれども、報告に入れるのと同時に、公益法人インフォメーションか何かでファイル添付でというのは当然お考えということでもいいのですね。使い勝手が。

○坂井審査監督官 クレジットをどうするかという話もございますので。

○小森委員 そうですね。

○高山座長 私も最初に見たときに、余り意味ないなと思ったのですが、先ほど事務局長がおっしゃったように、初心者というところから見ると、いいツールなのかなというところで、その程度で整理をするのか、あるいは、これに息吹を与えるとすると、26年、27年の会計基準を入れ込むというところで初めて息吹が出てくる違いが出てきますから、そこをどう考えるかということですから、これもおいおい考えていくことでよろしいですか。

では、何か今までの中で御質問ございますでしょうか。

恵先生。

○恵委員 外野で済みません。

こちらの統合版のようなものが地方の自治体で分散管理をしているようなところで、原

課で人の異動があったりする場合に、どういうことが規則として定められているかというのが一覧できるというのは、多分人事が変わったときに非常に有効かなというのと、法人さんの中でも人がかわったとき、そういう意味で、初心者向けというレベルの位置づけかと思いました。

○高山座長 ありがとうございます。

全体をごらんになって、大立目先生、いかがでしたか。

○大立目分科会長 現状の実務上の課題を踏まえた検討内容になっているかと思しますので、皆様、ここで御検討いただいて、会計面で私どもが何か連携するところが出てくれば、速やかに今後も対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高山座長 本当に会計士協会の方々には大変御尽力いただいております、特に27年改正で我々がすごく悩んだ過年度遡及について、中小を考慮して任意適用としたというところですが、検討会の本当の思いとしては過年度遡及は正しい会計なので強制適用すべきというところすごく悩んだ部分、それを会計士協会のほうで監査を受けた場合には強制的に過年度遡及をしますという結論でパブコメを出していただいて、このままいくとは思いますが、非常に補完的な関係を築いています。今回、大立目先生に特に、今後のこともありますので、参加をしていただいております。

また今後も参加していただいて、我々の空気を委員会のほうにフィードバックしていただければ大変助かりますということで、よろしく願いいたします。

○大立目分科会長 ありがとうございます。

○高山座長 では、何か最後に事務局のほうからございますでしょうか。

【議題5 その他】

○小森事務局次長 きょう、いろいろいただきました御指摘を踏まえまして、検討して、また次回出せる資料を出していきたいとおります。

次回の会議は9月下旬でございます。また日程調整して御連絡さしあげますとともに、今回、非常に不手際で資料送付が大変おくれまして、済みません。次回以降、きちっと対応したいと思います。よろしく願いいたします。

○高山座長 事務局長から。

○川淵事務局長 私も着任したばかりですので、特に法人の運営の実態、公益を実現する上でお金を預かっているということで、きちんとやってもらうようにするべきで、特に役所の都合で余計な負担をかけるとか、そういったところがあるとなれば、そこは見直していくべきだろうと感じております。

あと、いろいろな方面から伺う声で、まず、公益を実現するということを安定的にやっていくためには、法人自体が経営を安定させるということが大事だろうという、そのた

めに柔軟にできるところは柔軟にやってくれないかという声が非常に多いと感じております。今回の開催の趣旨もそういったところを若干強調して御説明させていただいております。最初の趣旨のところ、税制を受ける法人が安易的な経営を行いつつ、云々というところでございます。そこを強調させていただいたような書きぶりです。私のほうからも若干注文したのですけれども、特に収支相償は大事な財務の基準なのですが、収支相償が金科玉条的に言われることによって、まず収支相償。とにかく赤字経営でないとだめなんだみたいなイメージで、一部には捉えられているようなところがあって、安定的な経営をしつつ、公益目的事業ではちゃんとルールを守ってくださいという認識が広がるように、我々も情報発信面でも、あるいは運用面でも工夫ができないか。その観点で、先生方のお知恵もおかりできないかと思っております。

いろんな御見解も踏まえつつ、いろんな提案を御指導いただければと思っております。

【閉会】

○高山座長 ほかにございませんか。

では、なければこれを持ちまして、本日の会議を終わりにしたいと思います。どうも皆さん、御協力ありがとうございました。

以上